

第4回 次世代育成支援懇談会

平成17年3月18日(金)

【平倉副参事】

大変お待たせいたしました。まだ松田委員がお見えになっていないのですが、定刻を過ぎましたので——お見えになりました——それでは改めまして、大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

第4回の開会に先立ちまして、事務局より委員の方のご出席についてご報告させていただきたいと思っております。本日は、大竹委員、小澤委員、小山委員、若月委員より、所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。そのほかの6名の委員の方、おそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、まず資料の確認に入らせていただきますが、お手元の資料、資料1は次世代育成支援懇談会委員名簿でございます。それから、資料2は次世代育成支援懇談会庁内出席者名簿でございます。資料3は協議資料ということで、次世代育成支援東京都行動計画素案ということでございます。

なお、資料につきましては、現段階でまだ一部精査中のところがございまして、まことに恐縮ではございますが、委員限りのものとさせていただきたいと思っております。また、事前に資料をお送りしてございますが、若干変わったところがございます。1つ、まず「目標を掲げる事業」、これについては、まだ精査中のものがございまして、目標を掲げていないところが多いわけではございますが、目標を掲げる事業を明示させていただき、実績を明示するとともに現段階で目標を掲げることができるものについて明示をさせていただいております。

また、一部事業について点検している中で加えさせていただいているものがございまして、これは後ほどご紹介させていただきたいと思っております。

あとは全体に書きぶりについて現段階で少し精査をしている部分について改めさせているところでございます。

それでは、進行につきまして柏女会長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

【柏女会長】

皆さん、こんばんは。4回目で最終の懇談会ということになります。年度末のお忙しいところ、慌ただしいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

今回は、東京都の事情もありまして、日程が二転、三転いたしまして、皆様方にはほんとうにご迷惑をおかけしました。そのこともあってか4人ご欠席ということで、ちょっとさびしい最終懇談会になりましたけれども、ぜひきょうご出席の皆様方に積極的

なご意見をちょうだいしたいと思います。

私も、この日程が二転、三転した事情については大体知っておりますが、今、ちょうど制度改変期に当たりまして、東京都も含めてですが、全国の子育て支援関係の補助金の仕組みが国のほうで交付金の仕組みになったり、いろいろ仕組みが大きく変わる、その変わり方がはっきり見えなかったというようなこともあって、東京都の中でどのような計画をつくっていくのか、主として市町村に対する補助金とか、あるいは国からどのような財政的な支援があるのか、その辺が明確に見えにくかったというような事情があって、取りかかりが少しおくれしてしまったということがあるやに聞いております。したがって、東京都でも苦肉のことだと理解いたしておりますので、申しわけございませんが、この日程になってしまったことをお許しを賜りたいと思います。

この懇談会、5月、7月、12月と行ってまいりまして、12月に第3回目を行った後、1月だったでしょうか、パブリックコメントを取りました。そして、その結果も踏まえて、あるいは東京都でさまざまな部局間調整を、一部まだ十分でないところもあるようですが、した上でご報告をいただくのがきょうの素案という形になります。きょうは、この素案につきまして東京都からご説明をいただきまして、そして、この中身についてぜひ積極的なご意見をちょうだいしたいと思います。

まだ、日にちは押し迫っておりますけれども、まだまだ改訂の可能性はあるということをお伺いしておりますので、きょういただいた意見は計画に反映できると、もちろんできないものもあるかもしれませんが、日程的には可能ですので、ぜひ積極的なご意見を賜りたいと思います。

きょうが、一応、予定としてはこの懇談会の最後ということになります。そういう意味では、いわばこの懇談会もきょうをもって——きょうをもってといいましょか、今年度末で解散という形になりますので、議事録に残る発言はきょうが最後ということになりますので、皆さん方には遺言のつもりで次の世代に贈るメッセージをぜひお寄せいただければと思っております。

さて、それでは、東京都さんから、この行動計画につきましてかいつまんでご説明を賜りたいと思います。主として第3章、4章が中心になるかと思っておりますので、1・2章のところはこれまで議論もしてきたところでございますので、我々の意見を取り入れていただいた点、あるいは変わった点について中心的に簡略にご説明をいただいて、3章、4章について少し詳しくご説明を賜りたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

【平倉副参事】

それでは、事務局から説明を資料3に沿ってさせていただきたいと思っております。

今、柏女会長からお話ございましたように、12月1日の懇談会以降、1月7日から20日まで2週間、それまでの計画の検討状況についてホームページで公開いたし

ましてご意見をいただいたところがございます。ご意見は99人、団体を含めて99の方から106件ご意見をいただいております。内訳といたしましては、団体42、個人39、匿名の方が18というふうなことになっております。

また、あわせて、相前後いたしまして福祉局の福祉モニターというのがございまして、こちらのほうのアンケート調査ということで、同じ内容で意見をいただくようなことをモニターアンケートでしてございまして、156名の方から回答をいただいております。今回は、計画の基本的な考え方を中心に都民の皆様からご意見をいただいたということで、個々の紹介はちょっと省略させていただきますが、それを踏まえて1章、2章を少し書き加えたといえますか、その部分について少しご紹介させていただいて、今回、会長からお話もございましたように、東京都の取り組み、第3章を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず1章、2章、書き加えた部分でございますが、まず5ページ、計画の基本的な考え方というところがございますが、下から3つ目の丸でございまして、少子化についてどうとらえるかの基本認識でございますが、「急速な少子化の進行は、現在の社会保障制度や我が国の社会経済構造に大きな影響を与えることも事実です。こうした中で、今、私たちに求められているのは、この国の現状とこれからの方向性を冷静に議論、分析し、これまでの人口増加、経済成長を前提とした社会経済システム全体を、少子化を前提としたシステムへ改革していくことだと考えます」ということを挿入させていただいております。

次に、第2章の書きぶりでございますが、16ページ、合計特殊出生率の低下については東京都と全国の状況を比較するような形で書き加えをしてございます。また、18ページの下の方でございますが、年少人口の減少、全国と東京を比較いたしまして東京が全国より2年ほど早く高齢者人口が年少人口を上回った状況について書いてございます。

次に、20ページの一番下でございますが、少子化の直接の原因の中で未婚化、晩婚化、出生率の低下という中で、これにあわせて平均初婚年齢も上がっているわけでございますが、この点について全国との比較を入れてございます。

それから、22ページ、夫婦の出生力の低下について東京の実情ということで、東京の場合、ひとりっ子の割合が高いということを書き加えさせていただいております。

それから、24ページ、少子化の要因の背景でございますが、女性の社会進出等々というところで、東京の場合は女性の在学者の割合が高いということはパブリックコメントでも出させていただいているのですが、高学歴化の状況について少し説明を書き加えさせていただいてございまして、その流れの中で26ページ、このあたりは女性の社会進出があたかも悪いようなイメージがあるのではないかというご指摘がございまして、この部分については26ページの下の方で「女性の就業と出生率との関係」というところを入れさせていただいてございまして、この中で「働く女性が増加する一方、固

定的な性別役割分担意識や育児休業等の制度を活用しづらい職場環境、不十分な保育サービスなど、仕事と育児を両立させる環境が整っていないことが出生率に影響を与えていると推測できます」ということをきちんと改めて書かせていただいております。

それから、28ページ、価値観の多様化というところでは、下から2つ目の丸でございますが、子どもを持つことへの価値観の変化の状況について書き加えさせていただいております。

それから、30ページでございますが、子育てに対する負担感の増大という部分では、少し加えさせていただいている一番上の出生力動向基本調査の中で、その理由としての部分で夫の家事・育児への協力が得られないということについて加えさせていただいていることと、ここについても、その下のほうでございます、子育てのつらさ・負担について少し詳細に書き加えさせていただいております。

それから、32ページになりますが、「若者の社会的自立の遅れ」ということについてこの部分、少し記述を書き加えさせていただいて、その状況を明らかにさせていただいております。

次に、少し飛びますが、「子どもと子育て家庭をめぐる社会状況」、家庭と地域社会の中では地域の在宅で子育てをしている方の子育ての負担感について、これは38ページの丸の2つ目、3つ目でございますが、この部分について父親の育児の状況も含めて書き加えさせていただいております。

それから「仕事と子育て」、東京の子育て家庭の共働き率の状況が全国と比較して少し低いということは前回からご説明をさせていただいているところでございますが、育児休業の取得の状況について少し書き加えさせていただいております。

次に、44ページ、「子どもの意識の変化」というところについては、少し子どもの状況について加えております。それから、パブリックコメントのご批判の中で、子どもの状況について子どもの規範意識や公共心の低下など、子どもの問題の状況を指摘するだけでいいのかというご指摘がございまして、この部分については「大人の倫理観の低下」、これは当初から書いてございますが、きちんと書いていることはご紹介させていただきたいと思っております。

そんなようなことで1章、2章、加筆させていただいております。

それでは、早速、3章についてご説明をさせていただきたいと思っております。

3章の構成でございますが、もう前回既にご紹介させていただいておりますように、3つの理念を実現するために5つの目標を掲げさせていただいているところでございますが、目標ごとに東京都の取り組みの方向、施策の体系、それから、その中でも重点的に取り組む内容、それから、それ以外といいますか、取り組む事業の一覧について目標ごとにご紹介させていただいております。

まず、目標1「地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり」ということでござ

いますが、東京都の取り組みの方向といたしまして、まず相談支援体制でございますが、これは児童福祉法の改正を踏まえまして、地域において子ども家庭支援センターを中心として子育て家庭や子ども自身が抱えるさまざまな悩みや不安をしっかりと受けとめサポートする体制を整えたいと考えております。

次に、医療機関や区市町村の保健所・保健センターが子育て家庭にかかわる機会をとらえて、支援が必要な家庭を把握し、子ども家庭支援センターの支援ネットワークにつなげる仕組みを構築するように支援をしてみたいと考えております。

子育て支援サービスについては、身近な地域で子育ての悩みを親同士で話し合ったり、気軽に相談できるよう、利用したいときにいつでも利用することができる常設のひろばの整備を促進いたします。

在宅サービスにつきましては、一時保育、ショートステイ、トワイライトステイ、育児支援ヘルパーなどのサービスを必要に応じて利用することができるよう、区市町村の取り組みを支援し、さまざまなサービスを地域に整備してまいります。

母子小児医療体制につきましては、妊婦、子育て中の親や子どもがいつでも安心して適切な医療サービスを受けることができるよう「365日・24時間の安心・安全」の体制を整えたいと思います。

子どもの育成でございますが、地域の子どもたちの安全な居場所を確保し、多様な活動の機会をつくります。2点目といたしましては、創造性豊かな子どもを育成するため、新しい遊びや魅力ある工作のプログラムなどのノウハウを開発・発信する拠点づくりを検討し、区市町村の児童館などの支援を目指したいと考えております。3点目といたしましては、いじめ、不登校、非行、薬物乱用や性感染症などの健康問題に対応するため、教育、福祉、保健、警察などの関係機関相互の連携・協力体制を強化し、地域全体で子どもたちの健全育成に取り組みたいと考えております。

これが全体の取り組みの方向でございますが、その中で特に重点的取組ということで54ページをお開きいただきたいと思っております。

第1の10の重点的取組を掲げさせていただいておりますが、まず1つ目でございます。「地域の相談支援体制の充実」ということで、子ども家庭支援センター、東京都が推奨しています子ども家庭支援センター、保健所、病院など、福祉、保健、医療の関係機関が密接に連携いたしまして支援の必要な家庭をサポートいたします。ここでは、従来の子ども家庭支援センターの機能に支援が必要な家庭に家庭訪問などを行う機能を加えた先駆型子ども家庭支援センターを整備いたしまして地域の子育て体制をまず充実したい。

次に、新生児訪問や乳幼児健診など、母子保健事業や医療機関で把握した要支援家庭を、支援が必要な家庭を区市町村の子ども家庭支援センターにつなげるための仕組みをあわせてつくっていきたいと考えております。

これにあわせまして、専門的・広域的な支援を行う拠点といたしまして、子ども家庭

総合センター、仮称でございますが、設置いたしまして、区市町村の子ども家庭支援センターのネットワークをバックアップいたしまして、総合的な地域の相談・支援の体制をつくってまいりたいというのがこの第1の取り組みでございます。

次に、重点的取組の2つ目でございますが、これは「小児医療体制の充実」でございます。「365日・24時間の安心」の実現に向けまして、大都市東京にふさわしい小児医療体制の整備を進めたいと考えております。

まず、相談情報提供体制ということでは、子どもの病気やけがの対処の仕方、健康のアドバイスの情報提供、電話、ファクス、インターネットを活用して行うサービスでございますが、まず電話相談として「母と子の健康相談室」、これは保健士、看護師が一時的に対応いたしまして、必要に応じて小児科医師が対応するという電話相談でございます。また、医療機関案内サービス、これは24時間行っておりますが、電話とインターネットによる相談、それから情報提供を行うものでございます。

それから、それ以外、情報提供といたしましてはインターネットによる提供として、「東京都子ども医療ガイド」「TOKYO子育て情報サービス」など、一時的にまずお困りになった場合にこういったものをご活用いただくと同時に、救急医療体制といたしまして初期救急、二次救急の整備に加えて、今回は三次救急、重篤な小児の救急患者に迅速な対応ができるようなネットワークづくりを加えて整備を図ると同時に、東京都の小児医療の拠点といたしまして小児総合医療センター、21年度の開設を目指しまして開設ということで計画しております。

これが、目標1の重点的な取り組みでございます。

時間の関係で、ほかの説明は少し省略させていただきますが、53ページ、「施策の体系」のところをちょっとごらんいただきたいと思いますが、ここで全体、東京都の取り組みについて挙げさせていただいているところでございますが、ここで(新)と書いてあるところがございまして、ここが17年度以降新たに取り組む事業として挙げさせていただいているものでございます。

それで、大変恐縮でございますが、(3)「安心できる母子・小児医療体制の整備」のところ、「小児総合医療センター(仮称)の整備」が(新)とついておりませんが、これは新たに(新)ということで訂正をお願いしたいと思います。

次に、64ページ、「仕事と家庭生活の両立の実現」、目標2でございます。

取り組みの方向といたしましては「仕事と子育ての両立」、それからもう一つの柱といたしまして「都市型保育サービスの充実」ということで取り組んでまいりたいと思っておりますが、まず「仕事と子育ての両立」という点では、男女が特に仕事と子育てを両立しつつ、その能力を発揮していきいきと働き続けることができる職場環境を目指し、企業に対して育児・介護休業法などの関係法令の周知や職場の両立支援策の充実に向けた普及啓発などを進めてまいります。

2点目に、男女がともに子育てするという意識が企業や社会全体に広がり、職業生

活と家庭生活のバランスがとれたライフスタイルを選択できるよう、企業や都民を対象として働き方の見直しや多様な働き方についての啓発を行うとともに、都と都民、事業者との連携・協力の促進を図ってまいります。

3点目といたしまして、子育て家庭における父親の役割について認識を深め、お父さん自身が認識を深めていただき、働き方の見直しや子育てのかかわりが促進されるよう職場や社員向けの講演会等を実施してまいります。

次に、「都市型保育サービスの充実」でございますが、まず1点目といたしまして、認可保育所や認証保育所、家庭福祉員がバランスよく配置されており、保育を必要とするすべての人が必要とするときにみずから選択し、利用できる環境を地域において整備してまいります。

次に、病後児保育、休日保育を希望する人が必要なときに安心して子どもを預けることができる体制を整えてまいります。

3点目といたしまして、学童クラブの開室時間を午後7時までとするなどの利用者のニーズに応じたものとするとともに、必要とするすべての児童が安心して利用することができる体制を整えてまいります。

次に、4点目でございますが、仕事と子育ての両立のため、地域で子育てを支えるファミリー・サポート・センターの整備を促進してまいります。

ここでの目標2の「重点的な取り組み」、66ページでございます。

「重点的取組」の3番目でございますが、「都市型保育サービスの実現」ということで掲げております。これは、ご案内のように利用者本位の福祉を徹底するため、だれもが必要とする保育サービスを利用できるようサービス基盤を整備し、すべての子育て家庭を支援していきます。

4つ挙げさせていただいておりますが、まず「保育サービスの供給体制の確保」ということでございます。すべての子育て家庭が必要なサービスを選択し、利用できる環境を整備するため、区市町村を支援し、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員などを地域にバランスよく配置していきます。

2点目でございますが、「保育所制度改革と都市型保育の展開」ということでございます。だれもが必要に応じて認可保育所のサービスを利用できるように児童福祉法に定める「保育に欠ける」という入所要件を見直すとともに、都市型保育サービスへの対応を促進するため、認可保育所についても直接契約制度を導入するよう保育所制度改革を国に働きかけてまいります。

3点目といたしまして、「保育サービスの質の向上」ということで、不適切な事業者に対する監視等、チェック体制を強化する一方、よりよいサービス提供を目指す事業者に対しては、より積極的に支援してまいります。また、福祉サービス、第三者評価の受審を促進するほか、非常対応や相談窓口を整備するよう、区市町村を支援してまいります。

4点目といたしまして「地域における子育て支援」ということで、家庭と地域の養育力を高め、すべての子育て家庭の支援を行う拠点となるよう、区市町村と連携をして保育所の地域支援機能を強化し、地域の子育て支援拠点の充実を図ってまいります。こういった取り組みを通しまして、都市型保育サービスを実現してまいりたいと考えております。

ここでの新たなこれ以外の取り組みにつきましては、先ほど目標1のところでご紹介させていただきましたように(新)とついているところをごらんいただければと。個別のご紹介は省略させていただきます。

次に、70ページ、目標3でございますが、「次代を担う子どもがたくましく成長し、自立する基盤づくり」ということでございまして、取り組みの方向といたしましては、大きくは2つ、「教育環境の整備」ということが1点、2点目といたしましては「次代を担う人づくり」ということで掲げさせていただいております。

まず教育環境の整備では、1点目といたしまして幼稚園・保育所と小学校の三者が指導や保育の内容を正しく理解し合い、相互の連携を強化することにより、就学前から小学校への連続性を重視した教育や保育を実現してまいります。

2点目といたしましては、学校においてきめ細やかな指導を充実し、すべての児童・生徒が将来の自己実現につながる確かな学力を身につける環境を整えます。

3点目といたしまして、学校運営や教育内容に保護者や地域住民の意見を反映し、信頼される学校づくりを進めてまいります。

4点目といたしまして子どもたちがさまざまな体験により思いやりの心や生命を大切にする心、社会性など豊かな人間性を育てる取り組みを行います。

次に、子どもたちがたくましく生きるための健康や体力を身につけ、明るく豊かな生活を送る環境を整えてまいります。

次に、学校・家庭・地域の連携のもとに、家庭や地域における教育力を高め、地域社会全体で子どもたちを育てる環境を整えてまいります。

次に、「次代を担う人づくり」という取り組みでございますが、子どもたちが在学中からしっかりとした職業観・勤労観を身につけ、社会的自立ができるように環境を整備いたします。

次に、次代を担う人たちが子育ての意義や親の役割、男女が協力して家庭を築くことへの理解を深める体験活動を行ってまいります。

ここでの重点的な取り組みでございますが、72ページ、4番目の取り組みでございますが、「教育改革の着実な推進」ということで、ここでは21世紀の東京の創造的発展を担う人間を育てるという視点から、生きる力の土台となる確かな学力や、社会貢献の精神など豊かな人間性を身につけさせていくとともに、学校・家庭・地域が連携をして子どもを取り巻く問題に的確に対処してまいります。

大きな、ここにまず学校教育の改革でございますが、ここでは都立高校改革推進計

画並びに東京都特別支援教育推進計画の着実な実施をしております。具体的には、中高一貫教育や昼夜間定時制高校などを設置していくとともに、進学指導重点校、エンカレッジスクール、IT教育推進校などにおける特色ある教育実践を進めてまいりたいと思います。

また、障害のある児童・生徒の1人1人の能力を最大限に伸張するため、乳幼児期からの学校卒業後までのライフステージを見通した多様な教育の展開、社会的自立を図ることのできる力、地域の一員としていける力を養う教育を推進しております。

【柏女会長】

済みません、ちょっと議論の時間をたくさん取りたいので、スピードを速めていただけますか。

【平倉副参事】

承知いたしました。

2点目の取り組みといたしましては学力の向上ということで、授業改善推進プラン、サイクル化などによる授業力の強化を図っております。

3つ目といたしましては、日本の豊かな文化を学ぶカリキュラムの創設、奉仕体験活動の必修化によりまして社会貢献の精神や豊かな人間性を育成してまいりたいと思っております。

次に、「学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進」ということで、連携の仕組みづくりを行ってまいりたいと考えております。

次に、重点的取組の5、「若者の社会的自立の促進」ということで、フリーターなどの増加の問題に対応するため、働く意思を持つ若者に対する就労促進などの自立支援、高校生の実社会で働くことに対する意識を育てる取り組みを推進してまいりたいということで、就労促進による自立支援、これは「東京しごとセンター」における取り組みということが1点と、これにあわせてインターンシップの受け入れ、セミナーへの講師派遣などにより若者の就職を支援する企業、若者支援サポーター企業として組織化により職業的自立を図る仕組みを取り組んでまいります。

また、高校生のキャリア教育の充実ということで、企業・業界団体との連携、卒業生との連携、都立高校10校のモデル校の指定によるインターンシップの充実など取り組んでまいりたいと考えております。

次に、目標4、「特に支援を必要とする子どもや家庭の自立を促進する基盤づくり」ということをございまして、80ページでございますが、これは児童虐待の防止の取り組み、社会的養護、親と一緒に暮らすことのできないお子さんに対する取り組み、それから、ひとり親家庭に対する取り組み、障害のあるお子さんの取り組みに取り組んでまいりたいと考えております。

重点的な取り組みでございますが、まず82ページでございます。「児童虐待防止対策の推進」ということで、これにつきましては児童虐待に対応するため専門的・効果的な支援と身近な地域による重層的な支援体制を整備するというところで、先ほどご紹介した、まず東京都全体の広域的な部分、専門的対応といたしまして、子ども家庭総合センター、これは東京都の児童相談センターの機能を拡充いたしまして、福祉、保健、教育などが連携し、子ども家庭を一体的・効果的、また処遇が困難な児童・家庭の支援を専門的な支援を行っていききたい、そういったところを整備するというところでございます。

また、児童相談所の体制の強化、迅速な対応ということで、ここ数年の取り組みを強化してまいりたいと思っております。

先駆型子ども家庭支援センター、地域の取り組みについては、先ほどご紹介させていただいたところでございます。こういった体制の中で重層的な支援体制を整備していくということでございます。

次に、83ページ、「家庭的養護の拡充」ということで、親と一緒に暮らすことができないお子さんに対する援助でございますが、まず、「養育家庭の拡充と支援の体制の強化」ということで、養育家庭、お子さんを実際受けとめていただく養育家庭のサポート、養育力の向上を支援する取り組みを強化・充実してまいりたいということが1点。また、新たな養育家庭担い手の開拓ということで、従来の取り組みに加えて、ビデオ作成や従来から行っております体験発表会など、積極的に広報活動に取り組んでまいりたい。

それから、養育家庭の拡充と並んで児童養護施設が取り組むグループホームの拡大でございますが、この積極的な設置に向けて取り組んでまいりたいということでございます。これにつきましては、17年2月1日現在で都内といいますか、東京都で3,670人の社会的養護が必要なお子さんがおられて、このうちグループホームと養育家庭で生活しているお子さんが全体の15%でございます。これを19年度までに、当面の目標ということでございますが、このグループホーム・養育家庭の家庭的養護を社会的養護の3割にしてみたいと考えているところでございます。

次に、84ページでございます。重点的取組の8ということで、「ひとり親家庭の自立支援の推進」ということで、自立支援の重点的な取り組みといたしまして、自立支援の4つの柱といたしましては就業支援、相談体制の整備、子育て支援生活の場の整備、経済的な支援ということを挙げさせていただいておりますが、中でも重点的な取り組みといたしましては、安定就業の促進。これはひとり親家庭の状況に応じた支援をしてまいりたいということ、それから、これとあわせて地域の相談体制の充実ということで、区市町村の窓口において的確に母子自立支援、これは相談する窓口で相談援助できるように支援をしてまいりたい。また、あわせて支援サービスの充実を図ってまいりたいということでございます。

この3つが、目標4の重点的な取り組みでございます。

次に、目標5、「子どもの安全・安心の確保と子育てを支援する環境づくり」ということ
でございます。ここは非行防止活動への取り組み、交通安全の確保、質の高い住宅
と居住環境の確保、安心して外出できるまちづくりと、4つを挙げておりますが、重点
的な取り組みといたしまして、94ページをごらんいただきたいと思いますが、「子ども
を有害な情報・環境から守る取り組みの推進」ということで、インターネット利用環境
の整備、非行防止、犯罪被害防止教育の充実、それから薬物乱用防止対策の強化
ということを取り組んでまいりたいということでございます。

次に、95ページ、重点的取組の10番目でございますが、「安全・安心の子育て支
援の基盤整備」ということで、東京都といたしまして次世代育成支援行動計画の初年
度に当たって区市町村の子育て支援の基盤整備について都独自の緊急補助制度に
より支援してまいりたいということでございます。

以上、第3章、東京都の取り組みについてご説明させていただきました。

次に、第4章については、企画課長からご説明させていただきます。

【梶原企画課長】

4章は、「次世代育成支援対策の着実な推進」ということで、東京都の役割、それか
ら区市町村、事業主等の役割がまず最初でございます。その上で国への提言という
ことで何点か書いてございます。

102ページでございますけれども、東京都の役割は、まず行動計画を着実に推進
する、区市町村へ支援する、企業の取り組みを促進する、地域の活動を支援する、こ
の4点を掲げてございます。

区市町村の役割、これは今回の法律あるいは児童福祉法等でも規定されていま
すが、区市町村の役割は非常に重いわけでありまして。したがって、第一義的な相談窓
口、あるいは在宅サービスの解消、保育所の待機児童の解消、それから全体として
の子育て家庭への支援仕組みづくり、とまとめてございます。

一方で、働くほうの事業主の役割ということがございます。これは、次世代育成支援
法の中では事業主行動計画も策定義務として決められてはおりますけれども、雇用
環境の整備、これは育児休業あるいは看護休暇、あるいは勤務時間の短期導入、働
き方の見直しということで、男女を問わずという形での働き方の見直しが必要である。
また、「若者の自立」というものが言われておりますので、例えば体験等人材育成が
必要だと整理してございます。

それから、地域社会につきましては、これは地域というものがさまざまな子育てを支
援することが必要と、こういうふうにまとめてございます。

最後に国への提言でございますけれども、国への提言は5点書いてございます。

1点目が奨学金制度の一層の充実。これは子育てにかかわるコストの増大を見据
えた上での提案であります。

それから2番目が「子ども・子育て応援プラン」。これが真に実効性のあるものとなるよう取り組む。これは、国でつくっているわけですが、さまざまなものが努力義務という形になっています。そのために、それを真に実効性のあるものとなるよう国に対しては言っていきたい。

それから3番目は、これは先ほどの説明にもありましたけれども、現在の保育制度に対して従来から東京都は国に対して提言しておりますけれども、保育制度改革が必要である。これが3点目であります。

それから4点目は、これは非常に大きな問題でありますけれども、社会保障制度全体が少子化あるいは人口減少社会の中でこれで持つのだろうか。負担と給付はこれでいいのだろうか。あるいは、高齢者と子どもの財政負担——財政負担といいますか、今かかっている社会保障給付費は非常に偏りがあるわけです。これがいいのだろうか。ただ、これは必ず給付と負担というもの、つまり財政論で考えなければ社会保障を一方的に増やすということとはできない。ですから、これを国全体で議論していくことが必要だろう。それから5番目は、この計画、これは10年間の中での前期5年というふうになっていますけれども、これをきちんと必要な財源措置をすることが必要だ、こういうふうにとめてございます。

第4章は以上でございます。

【柏女会長】

以上でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、残された時間、1時間10分ほどございますので、順次ご意見をちょうだいしていきたいと思っております。できれば、3章、4章のところを時間をとりたいと思っておりますので、まず最初に1章、2章のところをご意見をちょうだいたしまして、そして、その上で3章、4章を重点的に論議をしていくという形にしたいと思っております。

それではまず、第1章、第2章につきまして何かご意見ございますでしょうか。どなたでも結構ですが。

これまでの懇談会でも確認してきたところでございますので、またそれから、平倉さんのご説明にもありましたように、私どもの懇談会に出た意見なども比較的取り入れていただいておりますので、この部分はよろしいかと思っておりますが、いいでしょうか。

【田中委員】

1章、2章の中で、例えば25ページに就業率と出生率の関係をすごく明確に言い切ってしまうのですが、例えば「実際、女性の労働力の高いスウェーデンやデンマークで出生率を見ると、比較的高い数字にあります」というようなことを言っているのですが、スウェーデンとかデンマークとかノルウェーが働きやすくて子どもを産みやすい環境にあるということだと思うので、働く女性が増加することが必ずしも出生率が

高くなることに直結していると言い切るのは少し短絡なような気がするのですよね。

【柏女会長】

26ページのところですね。

【田中委員】

そうですね、前のやつの25ページですね、ごめんなさい。

【柏女会長】

済みません、皆さん方にお送りしたものとページがずれているのでちょっと見にくいかと思えますけれども、どちらのほうでと言っていたいただければと思います。ありがとうございました。

この辺についてはいかがですか。

【梶原企画課長】

ご指摘のとおり、現行の就業率、つまり女性の就業率と出生率という部分については、例えば日本のような状況でいくとかえって出生率が下がるという状況があります。その背景の中には、やっぱり子育てと働く環境、スウェーデン等のそういう状況をあわせて見ないとこの相関関係は言えないというのはご指摘のとおりだと思います。

ここに入れた意図は、一方で女性が働いているから出生率が下がるのだということに対して反論という意味で入れたものです。つまり、むしろ下から3つ目のパラグラフにありますけれども、働く女性が増えたとしても、そういう環境を整え、それから意識を変えることによって変わってくるのだということ逆を言いたかったということでございます。したがって、そういう意味で誤解を生じるということならば、ここの部分については、書きぶりも含めて変えさせていただきたいと思えます。

【田中委員】

そうですね、両立することの大切さということをちゃんとうたうことは僕は賛成なのですが、かえって誤解を受けやすいような気がするのです。

それからもう一つ、「女性の子育てに対する負担感の増大」という項目の中に、働く女性のことだけうたっていて、別の項目に専業主婦のことをうたっているのですが、これも1つにしたほうがいいような気がするのですが、実際には前のやつですと29ページの「子育てに対する負担感の増大」という章があって……

【柏女会長】

新しいのは30ページですね。

【田中委員】

そうですね、新しいのは30ですね、その後に、「子どもと子育ての環境をめぐる社会状況」という中に専業主婦のことが随分うたっているのですよね。これはむしろ、一緒の項目のような気がして、分けている必要、分けていると、かえってわかりにくいのではないかと思います。

【柏女会長】

この辺はどうですか。

【梶原企画課長】

これは、3番と4番という形で分けたために、2回出てきたという形になってございます。逆に、4番のほう为社会状況ということでもう1回整理をし直したということになってございますので、重複感の部分が今ご指摘のようにある部分については、この3と4についていわゆる現状の要因の背景ということと、それから社会状況というところの全体のバランス、重複感について整理させていただきたいと思います。

【柏女会長】

よろしいでしょうか。

【田中委員】

はい。

【柏女会長】

施策のほうと少し連動してしまっているのですね、これね。要するに、両立のほうは都市型保育サービスということで、もう一つのほうが地域の子育て支援ということで、政策的に分けているものですから、ここもそうなっているのではないかと思います、少し整理をできる範囲でやっていただけたらと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。よろしければ、3章に移りたいと思います。4章はそう長くないものですから、3章、4章をくるめてというところでご意見、あるいは新しい事業、考えられている事業などもありますので、ご質問もあるかと思いますので、その点も含めてどなたからでもどうぞお手をお挙げください。

【立野委員】

3点ほど申し述べたいと思います。

まず、第4章の新しくきょう配られた資料で言いますと105ページなのですが、一番下の(3)「利用者本位の制度となるよう保育制度改革を進めること」というところ、下から2番目のパラグラフの『『保育に欠ける』要件として』というところから始まる場所ですが、認可保育所の利用条件のところ、「在宅で子育て中の家庭の就職活動や資格取得、育児疲れなどを理由に利用する制度となっておりません」というところなのですが、多分、これは誤解があるのではないかと思うのですね。

きょう、全部ではございませんが、いろいろな自治体のホームページを見て、保育所入所要件を見たのですけれども、まず一番大きいのは常勤の仕事を持っている、パートタイムで仕事を持っている、内職などを行っている、それから自営業、それから大学や専門学校などへの通学、これも要件に入っております。それから、保護者の病気、または心身または身体の障害、それから家族を看護または介護しなければならない状況がある、それから母親本人の出産、それから求職、就職活動ですね、これも要件に入っておりますので、ここの就職活動のために保育園が利用できないということはまずございませんし、実際、私も就職活動をしたときに保育園を利用したことがあります。

あと、資格取得も、これは幾つかの区役所とかに聞いてみたのですけれども、自分の楽しみですとか趣味のための資格取得ではなくて、就業につながるような資格であれば、資格取得も保育園を利用する要件に入ることでしたので、これも問題ないかと思うのですね。

あと、育児疲れ、これは程度によると思うのですけれども、例えばもう心身ともに疲れ果ててしまって医者から診断書が出るようなレベルになっていけば、保育園に子どもを預けることができるという説明も受けましたし、あと、例えばもうストレスがたまってしまってリフレッシュしたいというようなレベルでしたらば、保育園の一時保育ですとか、そういった形で利用することは可能ですので、この辺はもう一度確認をしていただきたいと思いました。

次の2点目なのですけれども、きょう配られた資料の64ページ・65ページの目標に「仕事と家庭生活の両立実現」というところなのですけれども、都市型保育サービスの充実に当たって通常の保育事業として認可保育所、認証保育所、家庭福祉員、この3つが挙げられているのですが、今ある保育室という制度は一体どうなってしまうのか。後ろのほうのページでは保育室は認証保育所に転換を促進していくというようなことも書いてあるのですけれども、補助金の体系からいって保育室は保育室のままであつたほうが運営が安定するというような声も聞かれまして、ちょっとこれから保育室がどうなってしまうのか心配になっております。認証保育所のほうに転換を促進していくのであれば、転換した後も安定して運営していけるような補助金の体制を組み直すとか、そういったフォローが必要だと思っています。

それから、3点目なのですけれども、その次の66ページ、重点的取組の3「都市型

保育サービスの実現」というところで、まず「『保育に欠ける』という入所要件を見直す」という文言と、それから「認可保育所についても直接契約制度を導入するよう保育所制度改革を国に働きかけていく」という文言があるのですが、これはちょっと拙速ではないかと思っているのですね。

去年の4月の段階で待機児が5,200人以上出ていると。年度の頭でそんなにたくさん出ているということは、年度の途中、年度末ではもっともっと待機児は増えているはずなのですよね。そんなに待機児がいる中で、果たして入所要件を見直して実効性があるのかどうか、それから、直接契約制度を導入していくよう、すぐには導入されないとは思いますが、そのような方向性を立てて実効性があるのかどうか、利用者としては、非常に不安に思うのですね。

こんなに待機児がいる中で、要は今だって保育園を選ぶことなど全然できていないという状況の中で、選べるのか。それも直接契約ということは、要は、今は売り手市場ですから、保育園の側に利用者が選ばれてしまうという可能性がやはり否定できないと思うのですよ。ほんとうに保育を必要とする人が保育園に入れない、保育を受けられないということにつながりはしないか。これが非常に心配です。やはり直接契約制となれば、保育園にもいろいろ考え方はあると思うのですけれども、経営効率だけを追求してしまうような経営者だったりすると、それこそ利用時間の短い人をたくさん入れるとか、そういうことも起こり得るわけで、ほんとうに働かなければいけない人、保育園に子どもをほんとうに預けなければいけない人、そういう福祉的なケアが必要な人が保育園を利用できない状況になるのではないかと、これを非常に心配しております。また、直接契約制にすることによって自治体の関与が薄くなって、責任の所在が曖昧にならないかどうか。その辺も非常に心配しております。

ほんとうにこれは、今の状況でこの要件の見直しですとか直接契約制を導入ということはちょっと待っていただきたいなとほんとうに思います。待機児が解消されて、利用者がほんとうに選べるようになっていけば、これは考えていいことだと思いますし、「保育に欠ける」要件の見直しは確かに必要だと思うのですけれども、今の状況ではちょっと早いのではないかと考えています。

以上です。

【柏女会長】

ありがとうございます。

主として保育サービスのあり方についてご意見をちょうだいいたしましたけれども、すべてそれぞれ関連がありますので、一括して、中山さんのほうでよろしいのですか。お願いいたします。

【中山計画課長】

それでは、保育の関係で今いろいろご意見いただきましたので、総括的に私からお答えいたします。

前回の懇談会でも今お話のあったご意見が出て、その折に東京都の基本的な考え方をお話しさせていただきましたが、現行の認可保育所の仕組みそのものが現在の東京のような大都市のニーズに合っていないためにこのような提言を私どもはかねてより主張してきました。認可保育所できちんと都民の切実なニーズにこたえることが必要なので、国に対してこういうことを提言しているということです。この基本的なスタンスはぜひご理解いただきたいと思っております。

待機児解消が先だというお話がありましたけれども、待機児というのがそもそもとらえ方がいろいろ、考え方があるのですけれども、現行の定義の待機児とはほんとうに保育を必要としている人のすべてをあらわしているものではない、という考え方に立っておりますので、私どもは東京における保育が必要なニーズ、これをきちんと受けとめられるような保育制度に変えていく、こういう必要があると考えております。

この「保育に欠ける」要件の理由についてですが、これも現にそういう就職活動を「保育に欠ける」としている自治体もあるとか、いろいろお話がありましたけれども、私どもは、現在の国の法律に基づく規則等で定めている「保育に欠ける」という要件があるがためにいろいろな制約が出ていると、こういう認識でいます。ですから、その大もとの「保育に欠ける」の部分の考え方を変えていかない限り、ほんとうのニーズは吸収できない、今の仕組みではできないのではないかと考えてございます。

ただ、この「保育に欠ける」要件の記述の仕方が、とらえ方によってはなかなかうまくご理解できないような部分もあるかもしれませんので、この辺の文言は整理したいと思っております。

それから、保育室の記述がないというお話ですけれども、これも私どもは認証保育所制度を平成13年度に創設いたしましたので、そのときの考え方を基本的には踏襲してございます。

というのは、認証保育所B型というものに、現在、都が補助金を出している保育室はできるだけ移行していただきたいということです。認証保育所B型の基準を今の保育室より上の、レベルアップをした形での基準を設けているということです。同じ保育をやる以上、基本的には国が定めている最低基準、この水準以上でやっていただくことが原則であり、それ以下での運営内容は基本的に好ましくないという考え方です。現在の保育室の基準は、この最低基準より下の基準です。それをできるだけ最低基準に近づける努力、これは自治体として当然のように行わなければならない。その一環で保育室からさらに上の基準のB型の基準にできるだけ移行していただきたい、そういう考え方でこの計画は整理しています。

それから、経営効率云々だけで考えていただきたくないというようなお話がありました。もとよりそのような考え方はありませんので、私どもとすれば、多様な事業者がこの

保育の分野に参入していただいて、競い合いの中で水準を上げていく、こういう考え方に立っておりますので、ぜひとも私どもの保育制度の改革に対する考え方をご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

【柏女会長】

立野委員、いかがでしょうか。

【立野委員】

理解できないのですよね、利用者として。はっきり言ってしまえば、ほんとうに理解できないのです。

確かにいろいろなニーズがあるということもわかるのですけれども、これだけ待機児がいて、また、さらにその後ろには隠れた待機児がたくさんいるわけですね。そういった状況で認可保育園がちゃんとできていないからという理由で「保育に欠ける」という要件を見直すとか直接契約制を導入するのは、果たしてほんとうに利用する側に立っているのかどうか、ほんとうに疑問です。

どういうものを指してニーズとするのか、多様なニーズとは一体どういうものなのか、そういったことがちょっとよくわからなくなってきたりしてしまっているのですけれども、「保育に欠ける」という要件を見直すということは将来的には私も必要だと思っていますけれども、今この段階で見直した場合に、私が一番言いたいのは、ほんとうに保育を必要とする人があふれてしまう、そこからあふれてしまうのではないか、ここが特に直接契約制があわせて導入された場合にほんとうに保育園が必要な人が保育園に通えないという状況が生まれてしまうのではないか、ここを一番心配しているわけです。そういった福祉的な意味合いが、特に自治体の関与が薄くなって保育園と直接契約しなければいけないという状況になったときに、福祉的な措置がされるのかどうか。非常に心配です。はっきり言って理解できません。

【柏女会長】

よろしいでしょうか。どうぞ。

【中山計画課長】

もう一言言わせていただきますと、ほんとうに必要な人が現在の認可保育所できちんと受けとめられているかと問われれば、それは、私どもはそうではないという認識です。

端的な例を申し上げれば、夜間、夕方から夜、深夜にかけて働かざるを得ない方は現実にいらっしゃいます。その方のお子さんが「保育に欠けている」状態であった場合

に、では認可保育所が現実的にその人たちを受けとめて保育をやっているのかと言われれば、ほとんどやっていないですね。これは実際、そういう方はどこに行っているかといえば、ベビーホテルに預けているわけです。

ほんとうは認可保育所というのは、そういう都民の現実目の前にある切実なニーズにこたえなければいけない、これが責務ですね。今の仕組みでは、どうしても昼間型中心の運営になっている。ですから、ニーズがあれば、行政としてはそのニーズにこたえる施策を考えていかなければいけないということです。それをやるために、今の仕組みを変えていこうというのが私ども東京都の考え方です。

【立野委員】

確かに夜間保育の必要性は十分認識していますけれども、それだったら、それをちゃんと書けばいいのであって、それをもってして「保育に欠ける」という入所要件を見直すとか直接契約制度を導入するということまではちょっと飛躍のし過ぎだと思いません。

【中山計画課長】

一例で申し上げましたので、簡単に言えばそういうことです。

【立野委員】

一例かもしれませんが、簡単に言ってしまうとそういうことなのかもしれないのですけれども、そのほかにもいろいろあるのだとは思うのですけれども、それで何で直接契約まで行ってしまうかなど。確かに「保育に欠ける」要件は見直す必要があるかもしれないですけれども、確かにその必要性は私も認識しておりますが、特にこの直接契約制度というところはちょっと飛び過ぎだと思えます。

【柏女会長】

いろいろご意見のあるところだと思いますが、ここは東京都がそうするというのではなく、そうする全体いろいろなことを考えていくように保育制度のあり方を検討するように国に働きかけていくということですので、私は都市型保育サービスのあり方の審議会にかかわっておりましたけれども、今、立野委員がおっしゃったような福祉的なニーズ、あるいは東京都の認可保育所を利用している方の4世帯から5世帯に1世帯、つまり二十数パーセントが所得税の非課税世帯であるということとか、あるいは虐待、あるいは養育力の低下した方が認可保育所を利用しているといったようなことは十分踏まえておりますので、そうしたことも踏まえた上で直接契約制度、あるいは都市型の保育サービスをもう少し東京都でもやれるように、東京都でいろいろなところの保育サービスが十分にできるように柔軟な保育制度のあり方の見直しをしてほ

しいと、東京都の保育サービスもやりやすくなるように、あるいは別の県の保育サービスもやりやすくなるように、そういう全体的な見直しをしてもらえないだろうかという、それを国に要望するということです。このところはもしご了解をいただければ、あるいはご了解いただけるかどうかわからないのですが、東京都そのものがそうするということは現状ではできないわけですから、国のほうにそういうものをやれるように要望していくということなので、ご了解いただけるとうれしいですが。

【立野委員】

それで全体的な底上げが図れるのであればいいのですけれども、やはりこういう文言が出てしまうと、要は、安易にそちらに流れる場合もありますよね。全体がそうだと私は申ししておりません。安易に直接契約制というところに流れる事業者もいると思うのですよ。そういったところを非常に危惧いたしておりますし、これをもってして全体のレベルが上がるのであれば、底上げがされるのであればいいのですけれども、そこからこぼれてしまう人が出るような施策になっては困るということです。

【柏女会長】

わかりました。ありがとうございます。

それでは、そうしたご意見があったということ踏まえて、この部分について可能ならばいわゆるセーフティネットの部分も入れて加筆修正等々についてご検討をいただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、あと45分ほどですので、ほかのご意見ございましたら。伊達委員、どうぞ。

【伊達委員】

同じ項目の「都市型保育サービスの充実」についてですが、その中に特に「長時間の保育の推進を図ります」という部分がありますが、私、ずっと引っかかっていたのが利用者本位、利用者本位というのは、親が想定されているのだと思うのですね。ほんとうの利用者はお子さんなのですよね。

そして、今、保育園の園長先生に伺うと、ひところ小学生が朝御飯を食べないで学校に来ることが話題になりましたけれども、今は保育園の中でもそういうことが起こりつつあるのですね。起こってきているのですね。

と申しますのは、12時間保育をしますよね。そうすると、子どもの睡眠時間は10時間。12時間保育すると22時間を睡眠と保育されている時間に充ててしまうと、残り2時間なんていう、家庭生活は残り2時間なのですよね。子どもは何をするかという、睡眠時間を削るのです。夜遅くまで起きていて、朝起きられない。朝起きられないから、御飯を食べないまま保育園に行く。そういう現状を見ると、果たしてこれからの次世代育成の健全な生活がほんとうに維持できるのか。

そういった点において、先ほどの話題にもなりました都市型保育というのは、前々から感じていたことですが、これだけ多様な働き方があるのに、どうして9時—5時の保育園体制なのか、すごく不思議に思ったのですね。

私たち、ひとり親にもかかわりますと、ひとり親は利用される時間が朝7時から夜10時までのうちの最大8時間を限度とするという規約があるのですね。それを見ると、保育園だって朝7時から夜10時まで。でも、その中で12時間も14時間も保育園にることなく、最大8時間を限度にして家庭で養育できるのがほんとうの両立支援ではないでしょうか。職場のほうに返上するというのは、決してバランスのとれた、子どもから見るとバランスのとれた両立支援にはなっていないような気がするので、ぜひともここはお考えいただきたいと思います。限度を定めていただきたい。

【中山計画課長】

長時間保育という記述は、多分、68ページの延長保育事業のところだと思います。これは誤解を招く表現ですので、適切な書き方に訂正したいと思うのですけれども、私どもは長時間の保育を推奨しているわけではありません。できれば親御さんのものでいる時間が長いほうがいいわけですが、保育所をお願いするのは、できるだけ長時間開所して、いろいろなニーズに対応できるようにしていただきたいということです。何でもかんでも13時間以上保育所に預けておくということをやろうとしているわけではありません。

先ほども言いましたとおり、これだけ勤務形態が多様化している中で、昼間だけの保育をやっていけばそれでニーズが吸収できるという考えはもうこれは無理な話だと思います。いろいろな雇用形態の人を弾力的に預けとめられるような開所時間、あるいは職員の体制なりをやっていかないことにはどうしようもないだろうということでございます。

ちなみに、今の認可保育所でも認証保育所でも、お子さん方の利用時間を調査した結果では、全体の7割くらいが10時間以内に入っています。もちろん10時間を超えるようなケースもあるのですけれども、ここでの記述はそういう趣旨だということをぜひご理解いただきたいと思っております。

【伊達委員】

よくわかりました。

私、結局、こういう保育サービスにかかわってしまして、とてもお子さんの健康状態とか家庭のあり方などを目の当たりにしまして、とても心配しておりました。

たまたまデンマークでしたか、テレビで見ましたら、だれでも、いつでも、保育園に預けられるような体制、おそらく今の待機児なんていうのは既に解消されているのでしょう。その中で、保育園の先生が、子どもは8時間しか預かりません、それが子どもの

権利だから、という言葉聞いたとき、私ははっとしたのですね。やっぱり8時間を限度にして、そしてあとは親が養育するのが本来の家庭、そして仕事のバランスのとれた理想な形ではないか。そうしないと、もう子どもの一番大事な根底が揺らぐと、いずれ大きくなったときに何らかの支障が出てくるというようなことを思っておりますので、できるだけそれに近づけるように努力していただきたいと思います。

【柏女会長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。松田委員、どうぞ。

【松田委員】

幾つかありますが、まず、今の伊達委員のご意見にくっつける形で、家庭のあり方というようなものを、親が子育てではなく、子育ての部分を知るような場ということの記載をもうちょっと盛り込んでいただけたらと思います。

例えば、それは子育て広場という場だったりとか、そういった部分かもしれないのですが、相談とか預かりということではなく、親が家庭で子育てをするという部分で学んでいける場という部分が、この中にどの部分であるのかというのがもうちょっと見えてくるといいなということが1つと、あと、もう終わったところですがけれども、42ページ、例えば保育の問題でも、待機児が、4歳児については空きがあるが、待機児が発生しているというところで、例えば世田谷区なんかだと、0、1、2歳児よりも、3、4、5歳児のほうが倍率的には入れない倍率が高いという逆転現象が起こっていて、平成13年から認証保育なんかがあるので、多分、0、1、2、3歳児の枠が増えた分、その子どもたちが育ったときに枠がないということがあるような気がして、この42ページの現状は、今回のこの行動計画の中で、数値目標みたいな形でどこに落とされているのかちょっとわからないので、そういったちょっと大きくなった子どもの待機児の部分はどういうふうになっているのか。それは実は、例えば入れないということで、幼稚園に流れている場合も多くあると思うのです。

幼稚園は教育の場ではあるのですけれども、現実的には、保育施設として延長して利用している方もとても多くいて、その部分で、保育的な目で見るときに、幼稚園の延長保育の場というのはどうあるべきなのかといったこととか、それから病児保育を考えたときに、保育の制度であぶれて幼稚園に行った子どもたちは、病児保育の制度は使えないといったことがありますので、病児保育の制度を充実させる際に、多様な働き方に合わせて、多様な預け方をして乗り切っている人たちへの対応というのを盛り込んでいただけたらと思います。

【柏女会長】

今の件、何か事務局のほうでありますか。

【中山計画課長】

家庭の大切さの記述があまりないというようなご指摘でありましたので、書き方について工夫させていただきたいと思います。

それから、3歳以上の部分ですね。これは今の我が国の制度でいえば、保育所のほかに幼稚園という制度があり、もちろん家庭で育てるということもありまして、私ども東京都全体で見れば、3歳以上のいろいろなニーズに対しては、それはきちんと対応できているのではないかという認識に立っています。ゼロ、1、2歳児を、そのまま保育所制度がすべて担わなきゃいけないという、そういうことではもちろんない訳ですし、現状での3歳児での選択肢というものは幾つかあって、それについては対応はできているということで私どもは考えております。

それから、多様な雇用形態に合わせた病後児保育等の必要性についてですが、ご指的の趣旨を文言で整理していきたいと思います。。

【柏女会長】

松田委員、よろしいですか。

【松田委員】

文言でというよりは、利用できるのかとか、同じような助成制度として対応できるのかといった部分の検討というのもしていただけるとうれしいのですけれども。実際は多分やっていないと思います。

【中山計画課長】

預かり保育を利用している人は、病児保育を利用しても構わないんですよ。特段の制限はないかと思いますがけれども、具体的に何か。

【松田委員】

例えば、普通に認可保育園に入っている人たちは安いけれども、一般の家庭であったり、幼稚園を使って働いているお母さんたちは、その助成制度は受けられないといったようなことがあると思うのですね。

【立野委員】

これは渋谷区の例になってしまうのですけれども、渋谷区では、私立の認可保育園1園で病後児保育をしています。その利用者はたしか、ちょっとこれはうろ覚えなのですが、認可保育園在籍の子どもだけしかたしか利用できなかったと思います。ですから、幼稚園に行っていて、その幼稚園の預かり保育でお仕事を乗り切っているような方は、例えば民間の小児科医院に併設されている病後児保育室ですとか、そう

いったところを利用せざるを得ない状況ではないかと思います。ちょっと未確認なんですけれども。

【柏女会長】

何か確認できましたか。

【中山計画課長】

基本的には、そういう制限は私ども東京都として設けているものではありませんが、自治体によっては、まだまだ病後児保育の設置場所が少ないことを理由として、一定の制限を設けているケースは考えられなくはないですね。ちょっと詳細がわかりませんので調べてはみますけれども、都としては、そういった制限は設けてはおりません。

【柏女会長】

都としても、すべての病児保育を利用したい人たちが利用できるような仕組み、病児保育の推進を図っていくというスタンスは間違いないですよ。

【中山計画課長】

そのとおりです。

【柏女会長】

わかりました。じゃあ、自治体によっては、それがあり得るということですけども、そういうものを解消していただくような東京都としての施策をこの計画の中で進めていきたいということだと思います。

松田委員、よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。伊達委員、どうぞ。

【伊達委員】

養育家庭の件、前ので80ページ、今回のではちょっとわかりませんが、先日、私、養育家庭制度というのを初めて知りまして、児童相談所、それから経験者の方のお話を伺っていたんです。そうしたら、そのときに松田委員が、結局、子どもを家庭で育てながらも社会に参加する、社会に貢献するという意味で、ぜひとも私たちじゃなくて、家庭で養育されている子育て中の親とか、今、進められている広場事業に持って行って養育制度を広めるとか、そういうことも考えていったほうがいいのではないかと思います。

それから、もう一つ、ひとり親が15年度に発足したとあるのですが、私たちはひとり親もかかわっていますが、実際にやっていますと、納税者として、ちょっとねと思うよう

なケースにもぶつかるのですね。もう少し厳密にというか、私たち決して支援したくないわけではないのですが、とてもねじ曲げて利用される方もいらっしゃるような気がするので、見直すチャンスというのはないのでしょうか。

あと、子どもの安全・安心の確保と子育て支援の環境づくりの中で、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進ということなのですが、確かに今、かなり親御さんは安全面について不安に思っているようなのです。小学校4年生の方なのですが、お宅から塾までの送りをお願いしますとかっていう依頼が増えてきているのですね。私たちとしても、ただ大人がついていけばいいということではなくて、例えば私たち自身が持っている会員証を、子どもが見てもわかるような会員証にするとか、そういうことを少しずつ考えつつあるのです。というのは、いつも子どもは大人から守られているだけではなくて、やっぱり自分で自分を守る方法として、必ず会員証を確認するとか、そういう社会的なことも少しずつ教育の面に入れていきたいと思えます。

それだけではとても安全というのは確保できないので、例えば警察とか何かそういうほうも、施設の中だけでなく、学校外、地域の中での安全面での強化とかそういうことは何かあるのでしょうか。

【柏女会長】

今、3点ほどありましたけれども、よろしいでしょうか。何かお考えがあれば。

【中山計画課長】

それでは、順を追ってご説明いたします。

まず、養育家庭制度のPRについてですが、資料にもありましたとおり、いわゆる家庭的養護を将来的には全体の3割ぐらいに広げたいと思っています。

ただ、一番のネックは、都民への周知度が低く、知っている方というのはほんとうに限られているわけです。これを都民の皆さんが普通に認識されているような状態になれば、相当、この制度が充実されていこうと考えています。そのためのPRの仕方というのはいろいろこれから工夫をしていかなきゃいけないと思うのですけれども、お話にありましたような子育て広場等でのいろいろな交流を通じて、こういう制度もあるというようなところは、ぜひ機会をとらえてPRをしていきたいと思っています。

それから、ひとり親家庭への支援、施策ということでは、就労を通じた自立というのが、1つ大きな考え方で子ども臨んでいくつもりなのですが、先生がおっしゃったような事例の方もなくはないと思えます。ですから、そういう方々がほんとうにきちんと働きながら、みずから自立できるような環境整備というのがやはり必要であると思っていますので、そのための最低限の経済的な基盤整備というのはもちろん行わなければなりません。それに加えた、就労に向けたいろいろな意識づけ、あるいは訓練的な事業といったものを充実させることによって、ほんとうの意味での自立に向け

て、都としても施策をきちんと講じていきたいと思っております。

それから、安全・安心という意味では、私のいる福祉保健局でも、来年度、新しい補助金の制度をつくって、子どもの施設には、そういった非常警報装置のようなものをつける、というようなことを、今、考えているところです。

あとは、また、化学物質によるシックハウス症候群に対する調査、あと、警察関係でのお話ですね。それは警視庁さん、何かございますでしょうか。

【眞崎警視庁少年育成課課長代理(磯野)】

警視庁少年育成課の磯野と申します。今回、代理でございますけれども、この安心・安全まちづくりの関係につきましては、本来、生活安全総務課のほうで担当しているところでございますけれども、ご存じのとおり、我々、育成課としましては、スクールサポーター、それからセーフティ教室、この事業を通じまして、学校周辺、あるいは幼稚園周辺の警戒、それからそれぞれの幼児・子どもたちに、連れ去りだとか、あるいは性犯罪的なもの、こういう犯罪に遭わないような教育をしております。

あと、私、詳しくはわかりませんが、生活安全総務課、これは都和協力いたしまして、自治体と協力体制のもとに、安全・安心まちづくりということで非常警報装置、これは簡単に言いますと、何かありましたら電話がありまして、その電話をとると、直接、警察に連絡がついて、直ちにモニターを通じて話ができるというような、そんな装置なんかも地域ではつくっております。

また、「子ども110番」という家庭なんかもそれぞれ設けまして、何かあったら、そのうちに入りなさいと。そうすると、警察との連絡がつきますと、そういうようなシステムなんかも講じております。詳細は私、ここではちょっと皆さんにお答えするまでの知識はないのですけれども、今、警察ではそのような活動を行っております。

【柏女会長】

平倉さん、どうぞ。

【平倉副参事】

今、警視庁さんのほうからご紹介のありました内容につきましては、96ページに説明してございますので、ごらんいただければありがたいと思います。

【柏女会長】

はい、伊達委員、よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。池本委員、じゃあ、ご発言ないから、その後、ちょっと私に言わせてください。

【池本委員】

済みません、私も保育所の、先ほどの105ページの利用者本位の制度というところはやはり一番気になったところでして、まず、子どものことを思うということも、全くそのとおりだと思って伺っていたのですが、さらに、その親のニーズというのが、ここでは労働するのに融通をきかせるという部分のみに焦点を当てているわけですが、むしろ親は、子どもを単に預かる預からないではなくて、子どもの教育の質がどうなのかということですか、あるいは毎日アクセスするところとして、例えば親自身もそこで何か学べないかとか、また、そこで仲間づくりができないかとか、そういうニーズもあります。今回、全体的な感想を申し上げさせていただきますと、実際に問題が深刻だから仕方がないと思うのですが、読んでいて暗くなってくるというか、ひとり親のこと、虐待のことばかりなのだと思いますけれども、それはむしろ、その問題が発生する前に予防することがまずあって、それで無理だった場合はこういうものもあるというような、何か2段階あったほうがいいのかというのには思いました。

その予防的なことをどこがするかといったときに、この利用者本位の保育所なり、そういう拠点づくりということが非常に可能性として大きいのではないかというふうに思っているところです。

今、国では幼稚園と保育所の総合施設の議論をしているのですが、そのことがまずここには出てきていないと思ったのと、都市型ということであれば、まさにそういういろいろなニーズを1カ所でカバーできるような総合施設的なものに、認証保育所のような制度がむしろ変わっていくことはできないのかなということを個人的には考えています。

それを思ったのは、今、イギリスの幼保の総合施設の事例を90年代後半ぐらいからイギリスが始めて、今、その報告書がまとまったので調べているのですが一そこはまさに子どもの教育も重視するし、労働時間の柔軟性にも合わせるということに加えて、親に対するさまざまなサポートをやっているということで、子育てに悩んでいる親についての学習、先ほどあった親の学びのことに加えて、一たん仕事をやめてしまった人の再就職の、例えば就職情報だとか、職業訓練の、例えばパソコン教室を、その場になくても、パソコン教室と連携しているですとか、また、都市であれば仲間づくりができないという悩みに対して人をうまくつなぐきっかけですとか、あとはヨガ教室だとか、そういうリレクリエーション的なことでストレスを解消して、あとは家族ストレスの解消というような表現だったと思いますけれども、要するに夫婦げんかしたとか、そういうことで離婚にまで至らない前にサポートしていくような、そういう機会が全部その総合施設に盛り込まれていて、そんなものが東京都の中に、認証保育所がむしろそんな形に転換していってくると、予防的なことで、ひとり親が先ほどどんどん増えていくというようなことも解消できるかもしれないなというふうに思いました。

今回、次世代育成ということで、子どもにどうなってほしいかということで、子どもに

いろいろ期待したり、子どもに直接やろうとしているのですけれども、私が思うには、子どもが幸せになるためには、まず、その周りの大人が幸せでなければならなくて、その親が幸せになれるような、そういう予防的なことにもっと力を入れてはどうなのかなというふうに思っています。

教育的なことを考えても、やっぱり親が子どもに何々しなさいというのではなくて、まずは親が人と協力できているとか、親がすごく意欲的に勉強に取り組んでいるとかという姿勢を見せることが、何よりの教育だというふうに思いますので、親を変えていくようなトーンがもう少し出てはどうかというふうなことです。

ちょっと長くなりましたが、もうちょっとだけ。保育所では先ほど今の段階で直接契約にすると、ほんとうにニーズのある人がカバーできないのではないかなというふうなお話もありましたけれども、まさに選択によってやっていくと言いながら、実際、選択できる状況になっていないということが、私も非常に問題だと思っていて、そうであれば、やり方としては、制度を守ることもあれですけれども、逆に、選択できるだけの量をどんどん増やしていくということで、それを東京都としてはどれくらい増やすのかとか、そのためにどれだけ財政措置をするのかという約束ができないのかなということ、それは難しいと思うのですけれども、思っています。

結局、そこにお金も投じられないので、悪いものが残ってしまったりということになって、不満がいろいろ出てきているわけですが、ほんとうにふんだんにあって、直接契約で選べるようになれば、それはそれで大丈夫だと思いますし、また、その評価のやり方も、長く預かるではなくて、時間を限定することを原則とするというふうなことをいろいろ盛り込んでいくことによって、うまくいくのではないかなと思っていて、今回、財政的なことはここではおそらく取り扱われないのだと思いますけれども、いろいろないいことが書いてあるのですけれども、これに対して東京都はどれだけお金をつけるのかとか、例えば待機児童であれば、いついつまでには解消できるようにするとか、何かそういう思い切った約束ができると、心強いかなというふうに思いました。

あと、1点だけ、先ほどの総合施設の話とも関係するのですけれども、ほかの自治体なんかの話を聞いていると、どこかの施設だけでやるというのではなくて、連携ということをすごく強化していますし、あと、住民参加みたいなことがかなり出てきていて、自治体で何かをばらばらにやるのではなくて、自治体としてはここまでできるから、住民としてはここまでやろうという協力関係で進めていこうという動きが、こういう次世代の動きなどにも出てきているように思うのですが、そのあたり、例えば幼稚園と認証保育所をつなげてみるですとか、NPOと学校をつなげるとか、そういう連携とか、例えば親にもっと参加してもらって、親とともにつくっていくというような視点が、どこにどう入れたらいいかというのは難しいのですけれども、それがほかの自治体などのお話を伺っているのと少しトーンが違うのかなというふうに思いました。

要は、行政としてこういうことをやりますという話なんですけれども、読む側としては、

自分たちにとってはどういうものがあるのかとか、自分としてはどこにかかわれるのかという視点から読むほうが、読み手としては読みやすいような気がしますので、これはこれで、こういう形になると思うのですけれども、もっとPRするような場合には、それぞれの人にとってどういうふうな変化があるのかということがわかりやすいようなものが何か別途あるといいのかなというふうに思いました。大変長くなって、失礼いたしました。

【柏女会長】

ありがとうございました。一つ一つご回答いただいていると、時間がなくなってしまいますので、今あった数値目標の件については、何か補足はありますか。

【梶原企画課長】

具体的な数値目標については、現段階で事業目標として出せるものについては、きょうお配りした中を出してございます。それから、保育計画の部分につきましては、これは国にニーズ計画を出して、各区市町村で必要な場合に数値を出します。現段階で、今、それを整理、いわゆる区市町村のニーズを踏まえた形で整理をしていますので、何らかの形でその保育ニーズということに対しての目標というのは設定をする予定でございます。

【柏女会長】

ありがとうございました。これが、今、池本委員から発言があったように、少し要保護問題が中心になっているというのは、まさに東京都は要保護問題をやるのが仕事ですから、あとは市町村の仕事なので、この計画の中ではそれが多いののが当然というか、それはやっぱり私は都の姿勢として評価をしたいなというふうに思っています。

ほかの県の計画なんかを見ていると、やはり本来、市町村がつくるべき計画のところを、都道府県がつくっているようなところもあるようですので、これは都道府県でしかできない、私も東京都の中の区の仕事をしていますけれども、これは都にぜひやってほしいと。例えばグループホームを増やしていくとか、それは区市町村では計画をつくれなものですから、それは都でつくってもらいたいということになりますので、それを入れていただいたのは私はありがたいなというふうに思っています。

それから、105ページの利用者本位の制度となるように保育制度改革を進めることというのが、多くの委員から出ておりました。ぜひこの部分、いわゆる都市型保育サービスの1つとして、働き方が多様だというようなことと同時に、例えば虐待が多いとか、あるいは人と人とのつながりが薄くて孤立しがちだとか、そういう都市型の特徴もあるわけですから、都市型の特徴の1つだけが前面に出過ぎているような気がするのです、もう1つ、虐待が多いとか、あるいは養育力が低下していても周りから手助けし

てもらえない家庭が多いとか、ひとり親が、多いかどうかわかりませんが、ひとり親もかなりの数がいるとか、そうした特徴というものも踏まえたことというのを加えていた方がいいかもしれないなということを思いました。

それから、済みません、私の意見ということでよろしいでしょうか。幾つか私もあるのですけれども、まず、77ページのところなのですが、これは意見です。77ページの次代を担う人づくりの推進のところの一番下の日本版デュアルシステムなのですが、とてもいいことだというふうに思うのですが、これが産業労働局の所管なんです。

もう1つ、引きこもりの問題があるわけです。引きこもりは保健福祉局でやはり1つの政策が出ていますけれども、でも、引きこもりの子どもたち・青年が、この職場体験をするということもとても大切だというふうに思っています。

それから、不登校の子どもたちに対して職場体験をするとか、それは教育庁の仕事になるわけですが、教育庁の仕事と、それからこの産業労働局の仕事、それから保健福祉局の業務がうまくこうつながっていけるようにしていただけるとありがたいなと。こぼれる子どもたちがいなくなるのではないかなということを思いました。

それから、2点目ですけれども、83ページの家庭的養護の拡充ですが、私はこれはとても評価をしたいと思えます。といいますのは、以前も審議会等々で言ってきておりますが、今、東京都で社会的養護を必要とする子どもたちが、東京都の中で暮らせないという実情があるわけです。私が住んでいる千葉県にも多くの東京都の子どもたちが来ています。その子どもたちがグループホームなどをしていくことによって、東京都の中で暮らせる、地域の中で暮らせるというふうに進んでいくことを期待したいと思っています。これが意見です。

それから、3点目が、92ページのところで、安全・安心の確保なのですが、子どもたちに対して安全教育というか、暴力から身を守るというか、そういう子どもたちに対する教育プログラムを導入していくとか、今、東京でも子どもへの暴力防止プログラム、キャッププログラムとか、そうしたようなものが非常に普及をし始めていますけれども、そうしたものを学校教育なり、あるいは社会教育なりで取り上げていながら、子どもたち自身が自分たちで身を守れるすべというものを身につけていくということも大切なのではないかなということを思いました。

最後ですが、これはぜひ要望なのですけれども、106ページのところです。行動計画の進捗状況の公表というところですが、これを公表するだけではなく、せっかく懇談会をして、いわば公募の方も含めて都民の意見を聞きながらこの計画をつくってききましたので、この計画の検証についても、こういう懇談会をまた新たにというところまでは申し上げませんが、何らかの既存のシステムを使っていただいても構いませんので、それを都民のネットとの連携で、協働で検証していくという、そういうことを考えていただけないだろうかというふうに思っています。

この計画の3つの理念が最初のところにありますけれども、社会全体で支援していく

ということを見ると、行政がこういうふうに進んでいますよということをインターネットで公表するだけではなく、この進捗状況について、都民とともに検証し合っていけるような、そんな仕組みをぜひこれが終わった後、我々はこれで終わりで結構ですから、この後、また別の仕組みを考えていただければありがたいなというふうに思っています。

以上、これは私の意見ということでございます。

ほかにはいかがでしょうか。田中委員、どうぞ。

【田中委員】

2点ほどあるのですけれども、1つは、子どもの自立ということを行っているのですが、中を読むとそうでもないのですけれども、受ける感じは職業的な自立ということに強調され過ぎているような気がするのです。教育で一番おこなっているというのは、例えばAGE教育がなくなったり、社会人としての参画の機会をなくしているということが一番問題で、ちゃんとした社会人に育てていないと。まず、社会人として自立するということが第一だろうというふうに思いますので、ぜひそういうプログラムなり、そういう目標をしっかりとらっていただきたいと思います。

それは、いろいろなところから見てもそう思うのですけれども、例えば目標3であるとか、重点取り組みをこう見ていくと、例えば社会的なことの教育というのが、奉仕体験活動の必須化みたいなことで終わってしまっていると。もう高校生にもなったら、自分で社会で何をしなくちゃいけないか、自分で計画をしてやるというような体験をさせるべきだというふうに思いますし、そういうことが学校・家庭・地域が連携してできるいろいろなプログラムだというふうに思うので、ぜひそういうことをしっかりとらっていただきたいなというふうに思います。

同時に、企業の役割として、事業者の役割として出ているのですが、事業者及び企業の社会的な役割として何も出ていないのです。今、言ったように、地域への地域市民としての企業の参加であるとか、体験の場をつくったり、NPOとの支援や連携であったり、いろいろと役割がたくさんあると思うし、実際にやっつけらる企業もたくさんあるのですけれども、そういうイメージをもっとここに入れないと、事業者は就業の環境整備をすればいいということだけでは終わらないと思いますので、ぜひ事業主と企業の役割として、しっかりその辺のことをうたっていただきたいというふうに思います。

【柏女会長】

ありがとうございます。最後の視点はとても大切なところだと思うのですが、確かに事業主の役割で、それこそ事業主の行動計画をちゃんとやってねという話はあるのですけれども、やっぱり企業市民としてやっていくという、とても大事なことだというふう

に思うので、これは要望ですし、それを書いていくことで、少しでも進展していくということがあると思うので、そうした視点はぜひ入れていただければいいなというふうに私も思いながら伺わせていただきました。ありがとうございました。

そのほかにはいかがでしょうか。松田委員、どうぞ。

【松田委員】

済みません、ちょっと先ほど言いそびれたのですが、82ページ、虐待のところ、今、アフターケアというところまで今後考えていかなければいけないことだと思うのですが、なかなか予防の部分も含めて、地域が今すごく期待をされていて、この中でも地域との連携とか、地域やNPOというところが仕組みの中に入っていったときに、やっぱり最後は、アフターケアは地域に落ちてくると思います。

ただ、その部分に関しての勉強であったり、研究がなかなか進んでいないというのを、すごく地域に暮らして、受け皿としてやっていくときにすごく実感がありますので、その部分はぜひ児童相談所を中心に、東京都で1つ何かモデルを示していただけると、地域でやりやすいのではないかなと思います。

【柏女会長】

ありがとうございます。今の件に関連して、ちょっと伺いたいのですが、17年度から要保護児童対策地域協議会の設置が進み、そして区市町村で第一義的に相談を受けていくということですが、その東京都の全体の、例えば区市町村が相談を受けやすくしていくため、あるいは様式を統一して児童相談所と通告をやりとりしたりとか、そういうマニュアルをつくるなんていうのは、今は進んでいるのでしょうか。あるいは計画があるのでしょうか。

【中山計画課長】

82ページの表でいいますと、区市町村で子ども・家庭支援センター、これを今、設置を促進しているのですが、虐待対策にきちんと対応できるこの先駆型子ども家庭支援センターというものを、今、推し進めております。

その中で、それがうまく機能していくためには、当然、東京都の今、持っているいろいろな技術であるとか、ノウハウといったものをきちんと区市町村に受けとめていただかなきゃいけないわけです。そのために、子ども家庭支援センターの運営上のガイドブックといいますか、マニュアルを、今、私どもでは検討しているところでございますので、当然、区市町村が一義的にこういう相談を受けとめて対応できる体制をつくっていただくわけですけれども、それを東京都が全部押しつけるという意味ではありません。当然、東京都としてやるべきことはきちんとやっていくというスタンスに立っておりますので、その中で児童相談所の果たす役割というのはますます大きなものになって

いくだらうというふうに思っていますから、先ほど言ったようないろいろなマニュアルで
あるとか、ガイドブックのようなものはきちんと整理はするつもりでおります。

【柏女会長】

ありがとうございます。区市町村がつくる相談の、例えば児童記録表1つにしても、
あるいは虐待をアセスメントするようなアセスメントシートと、それから児童相談所が
使っているアセスメントシートが別々なものを使っていたら、物差しが違うことになっ
てしまうので、やはりそれは同じ物差しを使うようにしていくことが必要だろうと思うので、
そういう児童相談所と区市町村の使う道具を統一させるとか、そうしたことも含めて、
ご検討をいただければなというふうに思います。それはアフターケアも含めてというこ
とでお願いをしたいと思います。

時間が8時になりましたが、何かほかにございましたら、お願いをしたいと思いま
す。伊達委員、どうぞ。

【伊達委員】

目標3ですね、子どもの生きる力を育成する教育環境の整備の中に、ボランティア
の日を設定、取り組みの充実とありますが、実際に私どもが運営している施設に大学
生がボランティアの勉強をしているのですが、見学させてくださいと、その後、ボラン
ティアさせてくださいと言われたときに、私はすごくぎょっとしたんです。大学生でこのボ
ランティアの意識といいますか、ボランティアって一体何だろう、改めて、私も考えたの
です。

田中委員がおっしゃったように、子どもの社会性というのは、きっとボランティアする
ことによって、少しでも身につけてほしいという教育内容だと思うのですが、どうもボラ
ンティアをしたいと言って申し込まれる中学生、高校生、大学生の意識というのは、お
金をもらわなければボランティアだという感覚を私はすごく感じるんです。私たちが何
を必要としているのか、何も情報を得ないで、いきなりボランティアさせてください。「じ
ゃあ、あなた、何ができるの」と思わず聞きたくなるような状況なんです。ですから、実
際に都立高校でどういう教育内容、ボランティアに関するどういう教育をしているのか、
少し気になりました。

【柏女会長】

いいですか。時間もあれですから、かいつまんで。

【奥村教育庁政策担当課長】

今、お手元に、ボランティア奉仕活動の具体的な資料があるわけではございません
ので、ボランティアとか、あるいは私どもが来年度から始めます奉仕体験活動にしろ、
それからもう1つ、広い意味で、子どもたちが行う社会的な体験活動、これはさまざま

ございます。今、お話しされたような実態というところも多分あるだろうと思います。一応、都の教育委員会の施策としては、来年度以降、まず、中学生の段階では職場体験、できるだけ長期間にわたる職場体験を進めていこうということで、これは文科省の事業とも連携いたしまして、幾つかの地域で1週間程度の職場体験を全員にやってもらう。中学校を何十校か指定してやっていくということで、準備を進めております。

それから、高校生段階では、こちらにも載っております都立高校で19年度から奉仕体験活動を必修化するというので、来年度から準備を進めております。もちろん今でもかなり多くの中学や高校ではいろいろな形の社会的な体験活動をやっております。そういう状況があるにもかかわらず、今、ご指摘のような感想を持たれるというのも一方では事実だと思いますので、この分野については今後とも力を入れていきたいというふうに考えております。

【柏女会長】

ありがとうございました。

最後、時間がもうまいりましたが、遺言、大丈夫ですか。(笑)

では、立野委員、手短にお願いしたいと思います。

【立野委員】

短く2点ほど。まず、ひとり親家庭の自立支援の推進というところに、母子家庭という文言が出てくるのですけれども、父子家庭という文言がないので、それについてはどういうふうにお考えなのかというところをちょっと検討していただきたいのと、その父子家庭のお父さんの働き方というのはすごく大変だと思うのです。例えば子どもの学校行事ですとか、そういったことを理由に仕事を休みをとりにくいとか、子どもを保育園なり、学童に迎えに行かなきゃいけないから早く帰りたいのに帰れないとか、いろいろな働き方というところで問題があると思うのですけれども、いくら制度が整っても、育児休暇ですとか、育児のための時間短縮の制度などが整っても、要はそういった制度を利用すると昇給や昇進に響くとか、あと、嫌みを言われちゃうとか、風当たりが強いとか、いろいろとりにくい事情というのがあって、企業風土というのが問題になって、それがなかなか利用が進まない1つの要因であるとは思っているのですけれども、そういった企業風土というものに対しての記述がないように思いますので、一言触れていただきたいと思っております。以上です。

【柏女会長】

ありがとうございました。父子家庭の問題と企業風土の問題、ご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。まだまだご意見があるのではないかと思います。皆さん方

のお手元に意見シートがございますので、これにぜひお書きいただいた上で、また、ファクス等で、メールでも構わないということですので、お送りいただければと思います。

それから、これは事務局のほうにお願いなのですが、きょう欠席された4名の方に、この今回の素案をお送りいただいて、そして日を決めていただいて、いついつまでというご意見をちょうだいしていただいて、そして生かせるものは生かしていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。そのことをお願いしたいと思います。

それでは、今後のスケジュール等々について、お知らせをいただければと思います。

【梶原企画課長】

今後のスケジュールでございますが、きょういろいろな意見をいただきました。お手元のほうにペーパーがあると思うのですが、今後、庁内各局、複数の局にまたがっておりますので、その最終的な調整をさせていただきます、もう1回、パブコメをさせていただきます。ですから、委員の皆様方の意見、それからパブリック・コメント、そういうことを踏まえて、最終的に決定をするという手続を踏みたいというふうに考えてございます。

【柏女会長】

これは議会にかけて承認を得るということになるわけですね。

【梶原企画課長】

今開会されています第1回定例会の中で、議論をなされております。第1回定例会は3月30日までになってございますので、最終的には議会に報告という形になるかと思っております。

【柏女会長】

はい、わかりました。ありがとうございます。

それから、先ほどちょっと意見が、池本委員だったでしょうか、ちょっと忘れたのですが、都民の方にわかりやすいようなということ言えば、概要版といいましょうか、この本論は当然として、概要版のようなものを作成してはどうかと思ったのですが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

【平倉副参事】

計画を最後までまとめてお知らせする段階では、概要版のほうも用意して、広くこの計画について知っていただくように考えているところでございます。

【柏女会長】

よろしくお願いをしたいと思います。

以上のような段取りで進んでいくということですが、委員の方、よろしいでしょうか。

それでは、この懇談会、4回にわたってやってまいりました。皆さん方から積極的なご意見をちょうだいしたことをほんとうに感謝を申し上げたいと思います。進行のほう、不なれで、皆様方にもっと言いたかった、もっと言いたかったという思いをさせてしまったのではないかと思います。ここでおわびを申し上げたいと思います。

4回という限られた時間ではございましたけれども、多くのご意見をちょうだいすることができました。それから、きょうもそうですけれども、4回とも大勢の方にまた傍聴をしていただいて、この計画の立案過程が少しでも開かれたものになっていくことを願いたいと思いますし、今回、懇談会委員として参加された方には、この計画が例えばできた後、それぞれのところで、またこの計画についてのいわばPRパーソンとして、概要版等も使いながら、それぞれのところでこんな計画ができたけれども、また都民として見守っていこうというような発信を続けていただければなというふうに思っています。

それでは、以上をもちまして、今回の懇談会を閉じさせていただきたいと思います。どうも皆さん、ありがとうございました。

それから、事務局のほうにも感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【平倉副参事】

ありがとうございました。それでは、最後に、きょう4回目の終わりでございますので、私ども少子社会対策部長のほうから、一言ごあいさつさせていただきたいと思います。

【朝比奈少子社会対策部長】

少子社会対策部長の朝比奈と申します。会長をはじめ、委員の皆様には4回にわたりまして貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

これまで4回でいただいたご意見につきまして、私ども庁内でまた検討させていただいて、取りまとめをさせていただきたいと思っております。ほんとうにありがとうございました。

【平倉副参事】

ほんとうにきょうはどうもありがとうございました。事務局、いろいろ至らないところがございまして、ご協力、ほんとうに最後に感謝申し上げたいと思います。

【柏女会長】

どうもお世話さまでした。ありがとうございました。

—— 了 ——